

Title	オラ・ ニキスト著 『少年審判』 (ケンブリッジ刑事学叢書第十二巻)
Sub Title	Ola Nyquist : Juvenile justice, Cambridge studies in criminology, Vol. XII
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Kōichi) 坂田, 仁 (Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.8 (1962. 8) ,p.100- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620815-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Ola Nyquist:

Juvenile Justice

Cambridge Studies in Criminology, Vol. XII, pp. 302,

1960

オラ・ニキスト著

『少年審判』(ケンブリッジ刑事学叢書第十二卷)

I スウェーデンをふくめて、スカンディナヴィア諸国が、いわゆる委員会制度によつて非行少年を取り扱っていることは、すでに知られており、その制度のしくみについては、既に、セリン教授の論文の翻訳(少年の非行・後編・スウェーデンの少年裁判所の代用物・家庭裁判資料九号九九頁以下)や、明治大学の宮原教授の著書「少年法」によつて紹介されていた。

しかし、スウェーデンにおいては、いわゆる児童福祉委員会(Child Welfare Board)というものが、実際にどのように運用され、

また、それがどのような問題に直面し、いかなる問題を示しているかについて、現実的運用面は不明であつた。この点、本書は興味深い事実をみせてくれる。ただこの書は、その題から明らかによろしく、直接上記の問題と正面から取りくんでいるのではない。著者の主要な関心は、少年審判機関の比較研究にあり、それを通して少年審判機関のあるべき姿をとらえようとしている。

なお、本書の著者は、米国で研究を積んだスウェーデンの新進の学者で、現在ウプサラ大学で刑事政策を担当されている人である。

II 私達両名が本書を紹介する事情は次の通りである。ケンブリッジ大学の刑事学叢書を取り寄せていた宮沢が、この書を手に入し、それを少年審判につき興味をもっている実務家の坂田に紹介した。坂田の手で内容が検討されている途中、急に宮沢が西独に旅行することになり、その際、スウェーデンにも足をのばすことにした。そこで、坂田によつて、一応整理されていた本書の内容につき、明確な点をほつきりさせるために、問題となる点を検討し、整理して数項目にまとめた。

勿論、短期間の旅行では、實際を余すところなく見て廻ることは不可能である。殊に、今度の旅行では、主として相手方の都合によつて、少年刑務所に殆んど時間がさかれ、児童福祉委員会については、若干の疑問点を問いただしたにとどまつた。少年刑務所につ

いては、本号の宮沢の論文にゆずり、ここでは主として、少年に対する行政手続としての児童福祉委員会につき紹介する。

III 本書は、三部八章からなる。著者は、第一部ではスウェーデンとカリフォルニアとの少年審判制度の比較をおこなう。この二つの制度の個々の相違点に言及した上で、双方の究極的機能を調べ、その差の小さいことを明らかにする。ここから問題は、成人の犯罪者と少年の犯罪者との区別が何によるかという点に移り、これを第二部で扱い、歴史的な回顧とスウェーデンの現状とからその根拠を求めようとしている。そして第三部では、スウェーデンの問題を中心に、適切な少年審判機関を考えるに当つて、それに影響があると考えられるいくつかの要因にふれ、全体を結んでいる。

IV 更に目次を追つて少しこまかくその内容を紹介すると、第一部の両制度の比較は、スウェーデンの児童福祉委員会とカリフォルニアの少年裁判所との比較が当然中心になつてゐる。この二つの制度は、一方が行政組織の中に位置しているのに対して、他方が司法組織の中に位置を占めているという基本的な相違をもち、カリフォルニアの少年裁判所はもつぱら決定のみを行い、処遇については青年矯正委員会 (Youth Authority) に委ねられているのに、児童福祉委員会は、処遇についても責任を負つてゐる。また、管轄についてみると、カリフォルニアの少年裁判所が、犯罪少年をふくめて規定

されている一四の条件にふれる少年の全体について管轄をもつとされるのに対して、スウェーデンの児童福祉委員会は、四つの一般的な状況の規定 (両親の虐待などにより犯罪の危険のある者、あるいは放任されたため心身の健康に害の加わる危険のある者など、犯罪行動に至らない前の段階でとらえられる。犯罪を行なつた少年は、通常検察官の判断によつて、裁判所に起訴されることなく、委員会の管轄に移される——一種の起訴猶予の形式——をとる場合もあり、又たとえ裁判所に起訴されても、裁判所がそこで裁判するよりは、委員会の手による矯正教育に委ねた方が合理的であると判断した場合に、ケースを委員会に転送することもある) にもとづいて、その管轄権を行使する。その手続もおそれがなくはない。ここに、法的安定性の保障の要求がなされる原因がある。もつともスウェーデンでは、地方のコミュニティに伝統的な地方責任の観念があるので、各地方固有の処遇が重要視される。児童福祉委員会は、第一義的には児童の福祉を守る機関と観念されており (したがつて、犯罪少年を扱う場合にも、犯罪事実はその底にある個人的社会的不適応状態の徴候として扱われる)、いわゆる正当な法の手続に似たものはまつたくない。しかし、この点に關して、児童福祉委員会の手続の実態は多くの批判をまねいてゐる。著者によれば、手続の欠陥を改めるための、児童福祉審議会 (Child Welfare

Committee) の議会への提案の中に、次のような一九五〇年当時の児童福祉委員会の手続の実態が示されている。

- (1) 児童福祉委員会の審理前の調査は不正確であり、個別的ケースに要求される細心な調査は少い。
- (2) 医師の報告は常に用いられている。
- (3) 当事者である少年とその両親は、審理を受け、自分達の見解を述べる機会をあたえられるという法の規定があるが、その運用はまちまちである。多くは、かかる機会を用意されていないようである。
- (4) 少年と両親とを委員会に呼出すという可能性はほとんど用いられていない。それだけでなく、委員会に出頭することは、少年にとつて有害だと考えられている。
- (5) 通告書に記載のない者の審理はおこなわれていない。
- (6) 少年や両親が弁護士を選任するのは異例になつている。
- (7) ほとんどどここの委員会も、調査中に集まつた資料を少年や両親に知らせていない。また、それらの資料をもとに彼らの意見を述べさせる機会もあたえていない。
- (8) 委員会が少年や保護者の出頭を確保するために警察を利用することは、ほとんどない。

これらの実態をもとに、児童福祉委員会の活動に統一性と安定性

とをあたえるために一九項目の提案がスウェーデン議会に提出されている。それは、児童福祉委員会の手続を法的に規制して、その活動を手続的に安定させようとする。この提案をとり入れてスウェーデン政府は、一九六〇年に新しい法律案を準備しているという。(この法案は、現在一九六一年児童福祉法として公布施行された。この法律により、現在、どのような手続がなされているかについては、前掲、宮沢の論文にふれてある。大体において、この法案において問題とされた点、両親と子供の出頭、拒否、弁護人の選任、殊に自由を拘束されるおそれのある場合に、充分弁明の機会を与えることについて、法律上保障されることになつている。)

著者は、その他さまざまな点で両者の比較を行つたのち、結局この両制度の究極目標は、少年に対する国の後見にあるとし、根本的には相違はないという。管轄権における大きな相違も、カリフォルニアにおける非公式プロセスと、スウェーデンにおける検察官の起訴猶予とによつて、実質的にはないにひとしい。しかも、両制度の目標は、非行少年の社会への再適応であり、そこには何の相違もない。要するに、どちらもともに少年を成人から分けて取扱うことを示しており、この意味で、少年と成人を分ける理由は何かという問いにぶつかる。この点を、著者は第二部、第三部でとりあげているのである。

V 第二部前半の第五章では、著者の関心は過去へむかう。著者によれば、少年と成人との分離の歴史は、(1)是非の弁別の知的能力、(2)特別な施設処遇、(3)審理の分離、(4)個別調査、(5)犯罪の子防、の五段階をへるものといわれる。そして、まず刑事責任年齢について、ローマ法以来の流れをみ、つづいて欧米における施設処遇の歴史をみている。この二つのおおざっぱなデッサンのうち、少年裁判所と児童福祉委員会との成立をとりあげている。

一九世紀後半における、少年審判制度 (Juvenile Justice) の成立の背景として、著者は、(1)社会的司法の抬頭、(2)刑事訴訟手続の修正、(3)プロベーション制度からの影響、(4)少年非行と犯罪の増大、(5)国家の責任(単に個々人の人間性ではなく、公共の責任のもとに活動がなされなくてはならない)、(6)国の親 (Parents Patriae) の理論、の六つをあげている。そして、スカンデナビアの諸国においても、米国内においても、この背景にはほとんど変るところはなかつたという。にもかかわらずスカンデナビア諸国が児童福祉委員会制度を採用した理由として、一応三つのもの、つまり、スカンデナビア諸国においては、義務教育、社会福祉事業などに関し、行政によるという伝統が、既に地方公共団体の中に出来上つていたこと、と同時に、児童福祉委員会の提案は、監獄よりも、感化院における児童の状態にまず目をむけ、そこでの処遇の適切さと少年の非行の増勢と

に関心をはらつたことをあげ、第三に、刑事責任年齢の下限が比較的高かつたことが少年裁判所についての議論を自然に切りすてさせたのではないかという。しかし、これらは皆、程度の差にすぎず、制度の違いは、「目的の考慮よりも、むしろ偶然的の産物と思われる」と結んでいる。スカンデナビアの系統の大もとなつたノールウェイの児童福祉委員会の構造は、時の立案者がドイツのハンブルグで行われていた二つの手続き(まず地方官庁、教育当局などの代表で構成されている行政機関が感化院送致を決定し、両親の同意が得られなかつたときに、後見裁判所によつて審理されるというもの)を一つにまとめたものだといわれ、これがのちにデンマーク、スウェーデンによつて模倣されるに至つている。ここでの差異は児童福祉委員会における法律家の位置である(ノールウェイでは法律家が児童福祉委員会の構成員に必ずなるが、スウェーデンでは任意になつている——但し改正法では、法律家一名を委員とするように規定している——)。

ここから、著者はスウェーデンの児童福祉委員会の歴史にふれる。立法者の最初の意図は、犯罪少年を、年齢の如何をとわず児童福祉委員会の管轄からはすすことであつた。しかし、一五歳未満の犯罪少年を管轄下におくことにはどこからも反対がなく、自然にそうなつてしまつた。勿論、だからといって、児童福祉委員会はその後問題なく発展して来たのではない。少年裁判所を要求する声もあ

つたが、児童福祉委員会をめぐる議論は、それよりもむしろ法律家の委員会への参加の点にむけられて来た。これについては、一九五六年の児童福祉審議会が十数項目の理由をあげて反対している。その理由は、児童福祉委員会の裁判所化と、各コミュニケーションの、自決の権利をふくむ、利益が侵されるといふことが主になつてゐる。また、児童福祉委員会に関する新しい政府提案でも、少年裁判所の設置は伝統に反するとされている。しかし、何らかの形で、強制処分に関する権限は児童福祉委員会からはずした方がよいのではないかという考え方も強まつており、この問題は、より大きい観点から、行政法における自由剝奪の問題として現在議会の特別委員会で議論されているという。

VI 後半の第六章では、前章の史的概観からすんで、現在の少年と成人との区別の根拠を見ようとする。少年犯罪者は、単に年齢によつて機械的にきまるのではない。それは、若さと、通例それと関係のある特性とのために特殊な手続と処遇とを受ける犯罪者である。それは、後見手続 (Guardian proceeding) による少年裁判所法のもつて扱ふのに適した対象 (fit and proper subject) ということばの社会的、法律的解釈によつてきまつて来る。この解釈は、カリフォルニアではプロベーション・オフィサーの報告、少年の非行歴、性格などの資料にもとづいて行われている。このやり方

を著者は支持している。

少年を成人からきりはなし、これに特別処遇を与える理由として、著者は、(1) 刑事手続からの有害な影響をさけること、(2) 少年の常習犯化の防止と少年の示す可塑性との故にこれに特別な処遇が必要なこと、の二点が主張されているとし、さらに、一般予防の効果と法的安定性の要求とにおける、少年と成人との間の相違の有無にふれている。そして、これらのいずれの理由、側面においても成人と少年との間には本質的な差はなく、単に程度の問題にすぎないと考える。成人と少年との取扱いの差は、第一次的には、実践的、目的的考慮 (practical and teleological consideration) の結果にすぎないとしてしまふ。しかし、この議論の一部にはうなすける点もあるが、現実に成長、社会化の過程で少年のおかれてゐる地位を考えると、時には、その差を単に実際のなものと割り切つてしまふことはできないように思われる。とはいへ、著者も、両者の積極的差異はみとめないにせよ、とにかく差のあることはみとめており、ここから、犯罪者にいくつかの年齢集団をみとめ、それらに固有な問題にしたがつて適当な処遇方法を考える必要があるとする。ところが、ここで著者の考察は、その処遇の内容にはむかず、年齢上限と年齢下限の問題にすむ。少年の年齢上限は、処遇への適合度という視点からきめられなくてはならず、下限は、刑事責任の限界ではなく、最低

可罰年齢 (penal minimum age) として考え、それぞれの刑罰の特性に応じて個別に決すべきであるとする。そして、年齢下限を現行の一五歳から一六歳にひきあげることに賛意を示している。

Ⅶ 第三部に入つて、著者はスウェーデンにおける最適の機構を原則論的に扱う。まず各国における状況を概観してから自国の問題について考察している。

少年犯罪者を扱う機関の究極の目標は、少年を、一般に受けいれられている社会の規範に適合させる点にある。スウェーデンの場合、統計その他の研究から、犯した罪の大きさとその示す個人的社会的問題の重要性とは一致しない。そこで、少年犯罪者は、大雑把に、(1)軽い罪を犯していながら特別の扱いを要する者、(2)重大な罪を犯し、あるいは又同時に、重大な社会的個人的問題を示す者、(3)一五歳未満で比較的大きな罪を犯し、問題を示している者に分けられる。しかし、これらの少年に対し、それぞれ適正な審判を受けられるようにすることは、その制度として少年裁判所をとるか児童福祉委員会をとるかに関係なく、必要である。また、この目的に合った適切な処遇の如何も、審判とは一応きりはなして考えられるし、少年裁判所、児童福祉委員会の双方に解決が求められているのである。実際に予防計画は適切な審判機関の性質とは無関係に実行できるものなのである。このように考えてくると、スウェーデンの児童

福祉委員会は、一般予防の観点から一つのデレンマにおちる。つまり、一五歳以上の犯罪少年については、検察官の活動が優位を認め、全事件の八〇％は罰金のみですみ、児童福祉委員会に送致されるのは軽微な事件のみで、委員会の活動の余地のないのが多い。しかも他方、一五歳未満の犯罪少年については、児童福祉委員会に一般予防の観点がそのまま求められている。この事情は少年の施設処遇についても同様である。この矛盾をとくために、少年の強制処分についての責任を他の機関に移すことによつて、児童福祉委員会をその重荷から解放することは、委員会の活動を処遇のみに専念させるといふ利点をもつと説く。

次にスウェーデンの既存の制度への観念や児童福祉委員会の伝統などが、最適の審判機関の選択に影響を及ぼしていることにふれ、法的安定性の問題をとりあげる。

「少年審判機関における法的安定性の要求は、刑事裁判におけるのと同じであろうか。また、児童福祉委員会や少年裁判所はどのような方法によつて法的安定性を保っているであろうか。」と問いを起し、児童福祉委員会に法的安定性を不要とする三つの考え方を上げて、それを一つ一つ批判し、少年審判機関においても法的安定性の要求はあるとする。しかし、刑事裁判手続での法的安定性との関係については明確な答は示されていない。

著者は、この問題をさらにスウェーデンとカリフォルニアとの比較で考えている。カリフォルニアの制度から法的安定性の具体的要求として出て来る平等性、予見性、遡及禁止などをあげ、ことばの足りない手続規定、平等性、法律家の参加の三点をとり出して、簡単に考えてから、法的安定性に資するための再検討機関 (reviewing agency) の有用性にふれてそれを批判し、結局安定の感情 (feeling of security) が最も重要だと説く。

次に、少年審判機関が通常の民事、刑事の裁判所と並存するところから、そこに相互の管轄権の積極、消極の衝突が生じる点を指摘し、少年事件に対する刑事裁判所の役割の規定の仕方が、現存の組織において、少年犯罪者を扱う機関同士の権限の画定の困難の基礎にあるという。それと同時に、一つの事例について生じ得る全ての問題を総合的に扱ひ得る機関の必要性に注意を喚起している。

以上の諸点に考慮を払いつつ、著者は適切な少年審判機関を次のように規定する。すなわち、それは「独立した機関であり、少年問題に深い関心をもっている素人と専門家とによつて構成され、充分な処遇手段をもつていなければならない。」この観点に立つて、著者は、スウェーデンにおける少年裁判所(つまり、児童福祉委員会にかわるべき司法機関)を考へる際の問題点として、コミュニケーションの重視、対象少年の選択、機関の構成員、少年犯罪に関係ある全ての機

関の組織的統合などをあげ、その最後に第五回国際社会防衛会議の決議にある最小限の必須条件を上げてむすびとしている。

Ⅷ このように著者の関心は、そのいうところの Juvenile Justice にむけられており、制度的な面からのアプローチが主で、その社会的背景などについてはものたりなさを感じさせる。また、他の書評にもみられるように、著者自身の見解が、多くの見解の紹介のかけにかくれているかにもみえる。

スウェーデンの児童福祉委員会は、その法律の示すところでは、我国の児童相談所にむしろ比すべきものと思われ、少年裁判所、家庭裁判所と比較することは、元来、むつかしいと思われる。そして、他方本書の観点とは逆の社会政策的な立場に立てば、本書で非とされる点が逆に是とされることは充分に考えられる。

しかし、初めにもふれたように、今まで我国にはスウェーデンの児童福祉委員会を紹介した文献は少く、その実態はほとんど伝わっていないかつた。この書は、その欠けていた部分について、やや不充分ながら、その実態の一端を伝えてくれる。その意味では、スウェーデン人の手による自国の制度の批判という面で参考にする価値があると思う。

その他、本書の末尾に附録として、カリフォルニアの少年裁判所法が登載されていて便利である。ただ、欲をいえば、スウェーデン

の児童福祉法及びその改正法案があれば、一層便利であつたと思われ。しかし、それ以上に、巻末附録として、更に実に詳細な各国の文献が整理されてつづ、この意味では大へん貴重である。

つづなながら、マニフェスト刑事事務叢書は次の内容である。

- I Penal Reform in England.
- II Mental Abnormality and Crime.
- III Modern Prison System of India.
- IV Modern Approach to Criminal Law.
- V After-Conduct of Discharged Offenders.
- VI An Introduction to the Criminal Law in Australia.
- VII Detention in Remand Homes.
- VIII Mens Rea in Statutory Offences.
- IX Sexual Offences.
- X The Results of Probation.
- XI The Detection of Secret Homicide.
- XII Juvenile Justice.
- XIII Attendance Centres.
- XIV Robbery in London.
- XV Judicial Attitudes in Sentencing.

(宮沢浩一・坂田 仁)

紹介と批評

Erich Fromm:

Marx's Concept of Man

with a translation from Marx's Economic and

Philosophical Manuscripts, by T. B. Bottomore

New York, Frederick Ungar Publishing Co.,

1961, x + 260 pp.

Robert C. Tucker:

Philosophy and Myth in Karl Marx

New York, Cambridge University Press, 1961, 263 pp.

ヘーリッヒ・フロム著

『マルクスの人間概念』

(附 T・B・ホットキョマ訳『マルクス・経済学・哲学手稿』)

R・C・タッカー著

『カール・マルクスにおける哲学と神話』

遅ればせながら、アメリカにおいても、マルクスの思想的なメニ
スと対決するために、これまでの《偏見》を棄却し、あらためてマ